

全 員 協 議 会 記 録

令和3年12月3日(金)

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区議会基本条例（素案）について	3
質疑	
吉田あい議員	6
金子けんたろう議員	8
奥山たえこ議員	10
松本みつひろ議員	13
浅井くにお議員	15

全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和3年12月3日(金) 午後1時45分～午後2時32分	
場 所	第3・4委員会室	
出席議員 (46名)	議 長 大和田 伸 議会改革特別委員会 委員長 今井 ひろし 委 員 田中 ゆうたろう 委 員 わたなべ 友 貴 委 員 くすやま 美 紀 委 員 岩 田 いくま 委 員 脇 坂 たつや 松 尾 ゆ り ひわき 岳 酒 井 まさえ 小 林 ゆ み 北 明 範 矢 口 やすゆき 山 田 耕 平 奥 田 雅 子 藤 本 なおや 大 槻 城 一 井 原 太 一 金 子 けんたろう 奥 山 たえこ 渡 辺 富士雄 安 斉 あきら 大 熊 昌 巳 井 口 かづ子	副議長 山本 ひろ子 副委員長 川原口 宏之 委 員 中 村 康 弘 委 員 堀 部 やすし 委 員 新 城 せつこ 委 員 太 田 哲 二 松 本 みつひろ 野 垣 あきこ 佐々木 千 夏 川 野 たかあき 國 崎 たかし 松 浦 威 明 富 田 た く そ ね 文 子 山 本 あけみ 大 泉 やすまさ 浅 井 くにお けしば 誠 一 木 梨 もりよし 島 田 敏 光 吉 田 あ い 小 川 宗次郎
欠 席 議 員 (1名)	ほらぐち ともこ	
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一 調査担当係長 武 士 清 亮 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	事務局次長 内 藤 友 行 議 会 法 務 長 尾 上 健 担 当 書 記 三 井 真 太 郎

(午後 1時45分 開会)

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申出があった場合は許可することといたします。

本日の議題は、杉並区議会基本条例（素案）についてであります。

このほど議会改革特別委員会から、この件について全議員に説明したい旨の申出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものであります。

ここで振り返りますと、本日議題となっております議会基本条例の御議論は、遡ること平成21年度に議会改革特別委員会の前身であります議会改革に関する検討調査部会から始まり、今年で12年目を迎えます。

この間、活発に御議論いただいた歴代の委員の皆様をはじめ、ここまでの過程に至るまでの間、御尽力くださった全ての皆様の御労苦に心より敬意を表する次第であります。

それでは、これより条例（素案）の説明をお願いいたします。

議会改革特別委員会委員長今井ひろし議員。

今井委員長 それでは、着座にて失礼をいたします。

素案の説明の前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議会改革特別委員会の求めに応じて全員協議会を開催していただきましたこと、議長をはじめ議員の皆様、議会改革特別委員会委員一同より、心より深く感謝と御礼を申し上げます。

今回、提案いたします議会基本条例は、今議長も説明いたしましたけれども、遡ること12年前から始まり、11年前の平成22年度に杉並区議会において決議された議会改革の推進に関する決議により、平成23年度より検討を開始したものです。

その間、議会改革特別委員会は、各会派からの委員により、条文等の検討を進めてまいりました。途中、何度か、骨子案なども作成し、全議員に配付なども行いましたが、様々な経緯により再度見直しを図り、新たに平成27年度より理念的な内容など充実させ、条文も口語体で、中学生にも理解できる平易なものとするべく検討を開始し、7年の期間を経て、今回の議会基本条例（素案）の提案に至ったというのが経緯であります。

現在、議会基本条例を制定している自治体は、全国で50.2%の898自治体であります。また、東京都の自治体では、15の自治体で制定されており、東京23区では3区が制定し

ております。杉並区は、順調にいけば、4番目に制定できるものと考えております。

足かけ10年間、多くの議員の皆様により検討を進めてまいりました議会基本条例も、各会派の甚大な御協力による合意形成により、ここに最終的な案を全員協議会に提案することができたことは、議会改革特別委員会委員一同、万感胸に迫る思いであります。

それでは、私から、杉並区議会基本条例（素案）の説明をさせていただきます。

本日、説明のため事前に皆様にお配りしました資料は、杉並区議会基本条例（素案）、条例（素案）（解説付き）のもの、それから議会基本条例策定のスケジュールについての、以上3点を事前配付してございます。

それでは最初に、杉並区議会基本条例（素案）を御覧ください。本条例の概要を条文に沿って御説明いたします。

まず、前文については、議会の役割、位置づけを示すとともに、この条例を制定する意義を明記しています。

第1条は、議会基本条例を制定する目的を定めたものです。

第2条は、議会基本条例と議会の運営及び議員に関する他の条例や規則などとの関係について規定しています。

第3条は、議会の役割、責任についての基本的な考え方を示しています。

第4条は、基本理念にのっとり、議会がどのように運営され、どのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

第5条は、基本理念を実現するために議員がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

第6条は、議長及び副議長について規定しています。

第7条は、会派の結成及び変更について規定しています。

第8条は、区民と議会の関係について規定しています。

第9条は、会議の公開について規定しています。

第10条は、議会情報の広報活動について規定しています。

第11条は、議会が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第12条は、行政の執行権限を持つ区長等と、議決権を持つ議会の在り方について規定しています。

第13条は、議会が議決する案件について規定しています。

第14条は、議会が議決する執行機関の人事案件について規定しています。

第15条は、議会が区の事務を監視し、評価するための検査権、監査請求権、調査権、

説明要求権について規定しています。

第16条は、定例会について規定しています。

第17条は、臨時会について規定しています。

第18条は、本会議について規定しています。

第19条は、委員会について規定しています。

第20条は、委員会の活動についての原則を規定しています。

第21条は、本会議及び委員会において行われる質疑、質問、討論について規定しています。

第22条は、協議または調整を行うための会議について規定しています。

第23条は、議員定数についてです。

第24条は、議員報酬等について規定しています。

第25条は、政務活動費の交付について規定しています。

第26条は、議会事務局の設置や機能について規定しています。

第27条は、議会活動に必要な諸室として設けられている施設の活用について規定しています。

第28条は、この条例の見直しについて規定しています。

第29条は、この条例の施行に関して、必要な事項は別に定めることを規定しています。

最後に、附則について、本条例は令和4年4月1日からの施行としております。

以上が杉並区議会基本条例（素案）の説明です。

2つ目の資料、解説付きの条例（素案）は、区民の方にできるだけ分かりやすく御理解いただくため、条文と同様、委員会で作成したものです。説明は省略させていただきます。

最後に、資料のもう1枚、3枚目のスケジュールについてですが、資料に記載のとおり、本日の全員協議会で条例（素案）について御了解をいただきました後、新年1月にパブリックコメントを行う予定です。その後、第1回定例会で提案し、議決して、4月1日からの施行を考えております。

以上で議会基本条例の説明を終わります。

議長 今井委員長、お疲れさまでございました。

以上で杉並区議会基本条例（素案）についての説明を終わります。

これより、ただいまの説明に対して質疑に入ります。

質問者は自席にてハンドマイクを、答弁者は自席にて卓上マイクを御使用願います。

質疑は、一問一答でも一括での質疑でも構いません。また、会派ごとの質疑持ち時間

は、特に設けておりません。

なお、以降は、議会改革特別委員会委員長に、質問者、答弁者の指名を一任したいと存じます。

それでは、今井委員長、よろしく願いいたします。

今井委員長 議長から、質問者、答弁者の指名について御一任をいただきましたので、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思えます。

先ほどの杉並区議会基本条例（素案）についての説明に対し、質疑のある方は挙手願います。挙手の確認をいたしますので、少々お待ちください。——それでは、まずは、自民党吉田あい議員。

吉田議員 まずは、議会基本条例を御提出、御提案されるに当たり、委員長はじめ委員の皆様、本当にお疲れさまでございました。一文一文丁寧に、本当に時間をかけて御検討されたものと伺っております。改めて、委員長はじめ委員の皆様に敬意を表したいと思えます。

それでは、議会基本条例について、基本的なところから何点か伺っていきたく思います。

改めて、議会基本条例を制定するその目的、意義などをお聞かせください。

今井委員長 議会基本条例を制定する意義についてという、根本的なところなんですけれども、本条例の前文と第1条の「目的」に、おおむね記載はされております。

要約いたしますと、地方自治体の議会として、議会運営や議会活動の基本的ルールを条例の形で分かりやすく体系にまとめ、区民と共有することで、議会や議員の果たす役割の重要性をより明確にし、区民福祉及び生活の向上や区政の発展につなげていこうということが議会基本条例の制定の意義であると考えています。

また、杉並区の自治基本条例の第8条から第10条には、議会についても定められておりますが、議会活動の詳細や理念に対して、追加で補足すべき内容が必要と認められることも、制定の意義と考えております。

吉田議員 では次に、前文について確認させていただきます。

前文の中ほど9行目に、「執行機関に対し、政策立案と提言及び監視や評価を行っています。」との記載があります。これは具体的にどのようなことを表しているのでしょうか。

今井委員長 執行機関に対しての具体的な政策立案、提言及び監視や評価ということですが、本条例の解説つき素案の10ページ、第12条、「区長等との関係」の解説で、図が描いてあると思うんですが、車の両輪とよく言われる関係性ですけれども、区の事

務を行う区長の執行権に対し、議会は議事機関としての議決権を持っております。

具体的には、本条例の13条の「議決」、第14条の「執行機関の人事」、第15条の「調査及び説明要求」、第20条「委員会の活動」、第21条「質問・質疑及び討論」などの条文が細かく記載されておりますけれども、その様々な場面での御質問の、執行機関に対する政策立案や提言、監視、評価などが盛り込まれていると考えております。

吉田議員 それでは、次は、第3条の基本理念について伺いたいと思います。

この条文には、この後に続く第4条や第5条に対して、第3条の基本理念を踏まえてとの記載があり、大変重たい意味を持つ条文であると読み取れます。

ただ、条文の「地方自治の本旨の実現を目指すものとします。」との記載について、憲法第92条のことや地方自治の本旨についての内容は条文内に記載がなく、解説に記載がされています。なぜ条文に記載がされていないのか、その理由をお聞かせください。

今井委員長 第3条の「基本理念」のところですがけれども、憲法92条の記載は、解説のほうに書いてございます。これは、「地方自治の本旨」というものの言葉について、憲法にも地方自治法やほかの法律にも、明確に「地方自治の本旨」の規定はされていないということから、通説として、これは国会でも内閣法制局長官などの言葉としては残っているんですけども、法律の条文として明確な規定がされていないというところから、これを条文に載せるのはいかなものかというところで、住民自治と団体自治ということに関して、条文内には載せなかったというところで、解説のほうには住民自治と団体自治という、住民自治は、地域における住民自身によって行われること、団体自治は、国という1つのまとまりのある領土内において一定の地域を基礎とする団体が行う自治であるという解釈を載せたというふうになっております。

憲法の規定している「地方自治の本旨」という言葉の記載をめぐり、少し委員会でももんだんですけれども、規定されていないことをこちらが条文に載せてしまうのは、ちょっとそれは問題があるだろうというところから、条文内には載せず、解説で少し書いたということでございます。

吉田議員 よく分かりました。

最後に、条文はシンプルな記載ですが、解説には大変分かりやすく丁寧に書かれていると思います。ただし、議決対象は、条文の本文のみです。解説に書かれていることについての内容、確認などは誰が行うのでしょうか、このことを確認して質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

今井委員長 非常に重要な質問でございまして、「解説付き」の内容を見ますと、非常に分かりやすくなっていると思いますが、議決対象は条文のみということですので、条文

と解説の関係性と、解説に修正などがあった場合について、ここでお伝えをしたいと思
います。

解説は、本文を補足説明する位置づけとしており、当初説明したとおり、中学生でも
理解ができるよう平易な口語体を使い、分かりやすさを主体に、1つずつ丁寧に合意形
成を図り、作成したものです。

また、委員会での継続審議となった本文や解説は、委員が各会派に持ち帰り、再度合
意を結んだという理解です。そして、この全員協議会においてその考え方、つまり解説
も含めて御異論がなければ、全議員に了承されたものと考えています。

さらに、解説を含めた内容に変更があった場合には、本条例の第28条で、検証につい
て、議会運営委員会等で検討を行うとの規定になっておりますので、適時適切に検討し、
条例であれば、その後の議決をして変更していくということでは、本当に全議員が確認
をしながら、解説も含めて、事実と相違ないかどうかということを進めていくというふ
うに考えております。

ほかの委員の皆様で、何か補足説明、追加答弁がございましたら、お手を挙げていた
だければ、御指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、共産党・金子けんたろう議員、お願いいたします。

金子議員 まず、杉並区議会での議会基本条例の策定については、先ほど委員長もおっし
ゃったように、2011年に議会改革特別委員会が設置され、策定の作業が始まり、10年と
いう年月をかけて今回素案が示されました。策定作業に携わってきた議員の皆さん、ま
た補佐してくださった議会事務局の方々の御努力に、心から敬意を表します。

合計4点伺います。まず1点目、第11条の「区民意見の反映」、関連して第28条「条
例の見直し」に関して伺います。

請願者、陳情者による補足説明の機会について、現在、杉並区議会では、委員会を暫
時休憩し、行っています。会議規則や委員会条例に規定がないための事実上の運用とい
うことですが、今回、条例に明記されることによって、補足説明の根拠となることは一
歩前進だと思います。ただ、我が党区議団としては、提出者の補足説明については、休
憩中ではなく、委員会の中に位置づけ、議事録に残るようにすべきと考えます。ぜひ今
後見直しを進めていっていただきたいと思えます。これは意見といたします。

関連して、28条の「条例の見直し」についてですが、一定期間ごとに議会運営委員会
等で検証するとされています。一定期間ごととはどの程度を想定されているのか、また、
どのような観点で見直しが行われるべきとお考えでしょうか、伺います。

今井委員長 前段は意見として、今後、議会運営委員会などで検討していただければと思

います。

その議論は、確かにありました。休憩にするのか、しないのかみたいところで、そこでも少し議論の時間を取って、重ねてまいりましたけれども、皆様方の意見を統一するという点では、現在の案になったということでございます。

28条における「条例の見直し」について、一定期間の想定ということですが、この一定期間について、委員会において具体的な期間のことは、議論としてはありませんでした。条例の見直しについては、何らかの実績や法改正、立法事実、制度改正があって、必要に応じてということになるかと思いますが、具体的には議会基本条例制定後に、議会運営委員会等により検討していくものと考え、一定期間の定義は特段設けていないということです。

見直しの観点についてですが、28条の条文には、「議会運営がこの条例の目的及び基本理念等に則して行われているかどうか」ということを定めておりますので、これも1つの観点であると考えております。

金子議員 続いて2点目、第29条「委任」について伺います。

条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるとしてありますが、「必要な事項」とはどのようなことなのか、伺います。

今井委員長 29条の、条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるとの記載の、「必要な事項」とは何かということですが、今回、条例が施行されるときに、同時に別に定める要綱や規定等はないのですが、条例を施行した後に、この条例に基づき、別に定めなければならないことが出てきたときに、条例を改正することでない程度のものを、規定や要綱といった形で別に定めることを明らかにしている条文となります。ちょっと保険的な意味合いかと思えますけれども。

なお、第20条第5項で、別に定めるといふのがありますが、これは委員会条例や会議規則等の既存の定めを指しております。

金子議員 3点目、パブリックコメントについて伺います。

今回の素案について、広く区民に知っていただくと、先ほど委員長からもありましたが、区民に知っていただくこと、意見を寄せてもらうことは重要と考えます。

年明けから区民意見の募集を行うとのことですが、広報の媒体については議会だよりが想定されます。今回、議会運営委員会でも示されましたが、改めてそれ以外には考えていらっしゃるのか、その点伺います。

今井委員長 大変重要な御質問だと思います。区民意見提出手続の案内の周知につきましては、議会だよりの令和4年1月1日号への掲載、「広報すぎなみ」令和4年1月1日

号への掲載、区議会ホームページへの掲載、杉並区ホームページへの掲載と、議会事務局窓口に紙の資料を設置することにより、周知を予定しています。

各議員の皆様にも、私からお願いではありますが、活動の中でお知らせ等広報活動に御協力いただくことを、委員会一同よりお願いを申し上げます。

金子議員 では、最後、4点目、条例が採決された後の区民への周知について伺います。

他自治体の例を見ますと、条例の制定の経過、趣旨、方向性などについて、直接住民に伝えるため説明会を開催するなど、積極的に周知活動を行っているところもあります。杉並区議会としても、こうした他自治体の取組を参考に、住民への周知活動を強める必要があると考えますが、現時点で何かお考えでしょうか、その点、最後に伺います。

今井委員長 議決、制定後の周知は、つくっただけでは駄目で、そのことが広く区民に知られることに意義があると私も思っております。

その後の議会だよりや杉並区議会ホームページにて、制定した事実の告知も必要だと考えておりますし、一応事務局から、議会基本条例周知のためのチラシの作成の予算を、現在区のほうへ要求しているというのは聞いておりますので、予算が認められれば、チラシ等の媒体も含めて、活用していきたいと思えます。

その後、例えば配布活動などに関しては、来年度以降の話になると思っておりますので、次の議運なのか、改革がどうなるかというのもありますけれども、それ以外の、議員の皆様をお願いをするような形で考えております。

それでは、続きまして連携の奥山たえこ議員。

奥山議員 まずは皆さん、本当にお疲れさまでした。今回、委員会に関わった方はもちろんですが、振り返ってみると、もう既に議会にはいない議員の先輩方もかなり関わってくださって、本当に感慨深いものがあります。

そこで今回、私、4点お尋ねしますけれども、1番目、これはぜひ全員の方にお答えをいただきたいと思っています。まず、今回の条例を100点満点で採点するとしたら、自分は何点を上げるか、お尋ねいたします。

今井委員長 検討が開始されて、10年という歳月の中、条例をつくる過程において、多くの議員から提言、知識、知恵を授けていただき、条例（素案）が完成しましたことは、委員全員が感慨深いものである、ここまで来たのかなというふうに、ほっとしているのかなと考えております。私は、この委員会には6年しか関わっておりませんが、私より長く関わっている委員もおり、その苦勞に対して頭が下がる思いであります。

この議会基本条例（素案）についての評価でありますけれども、私からというよりは、委員全員が同じような気持ちであると私は思っております。

点数についてですが、委員会として委員全員が1つの合意として納得した条例案であることから、私は満点であると自負しております。もしも、私が、例えば、不満足で60点とかいうことであれば、本日の全員協議会への提案はできなかった、もしくはしなかったというふうに考えております。

今、全員ということですが、他の委員で、私と別な思いがある方は、答弁していただければと思いますけれども、みんな同じ思いという理解でよろしいでしょうか。

堀部委員 非常に難しい御質問なので、答えにくいんですが、先ほど委員長からもありましたけれども、この条例をまとめていくに当たっては、10年以上議論してきました。実はその前からずっと議論はあったわけですが、これはここにもういらっしゃらない大先輩方の努力もあって、今日に至っているわけです。

以前は、条例をつくりたいという思いがあっても、特別委員会はつくれなかった時代もあり、また先輩議員がこういう条例をつくりたいと事務局に話を持っていっても、嫌がられたり、ひどいときは予算要望も蹴られたり、そんなことありましたよね。そういう時代を考えると、こうやってまとまって1つのものにできたということについては、100点をつけたいというのはもちろんそのとおりで、それにうそ偽りもないし、100点でいいと思います。

ただ、そうやって10年という時間をかけているうちに、先進自治体では、もっといろんな改革をやっているということは言いたいわけですよ。そうすると、内容的にどうなんだと言われれば、ひよっとすると50点ぐらいかもしれません。

ただ、仮に50点であったとしても、例えば高校でいえば赤点ではないわけで、高校は卒業できて、一応18歳、選挙権ですから、そういう最低限のところはクリアしているということは言えると思いますので、問題は、ここからどうしていくかだという意味で点数は受け止めて、前向きに頑張っていかなければならないということで御理解をいただければと思います。

今井委員長 堀部委員の言うとおりの、改革はまだ道半ばだと私も思っております。ただ、今の段階で出せる条例は、私は100点だと思っておりますので、ここからさらに150点、200点というふうにプラスしていく思考で考えていけばいいかなと思っていて、ここで改革が終わるというふうには、私も思っておりませんので、私がそのまま続くかどうか分かりませんが、今後の議員の皆様にご期待をしたいというふうに思っております。

奥山議員 では、あと3点は続けてお尋ねをいたします。

まず1つは、今回の条例制定により何が変わるのか。先ほど立法事実というふうな御発言もありましたけれども、目覚ましく変わるようなことがあるのかどうかについてお

尋ねをします。

次です。中学生にも分かるようにつくりましたということでした。その試みは成功しているのでしょうか。

最後です。先ほど、区民へ直接説明する機会が、周知すべきではないかという質疑がありましたけれども、私からお尋ねしたいのは、パブコメ中に説明が必要なのではないか。つまり、なかなか理解が難しいのであれば、そのことを直接議員が、もしくは関わった方が説明をする、そういう機会が必要なのではないかということをお尋ねしたい。もし、そういう機会が取れないというのであったら、私、奥山、個人的にやっても構わないでしょうか、併せてお伺いいたします。

今井委員長 3点いただきました。まず、この基本条例（素案）によって何が変わるのかということよりか、これまで、逆に、議会の活動として、こんなことが根拠がなかったのというのが、私の本当に素朴な疑問としてありました。要するに、自治基本条例には議会のことも書かれておりますが、本当に4条だけのさらっとした、ありますよ的なことでした。

それから、委員会条例や会議規則、政務活動費だったり、特別職の報酬だったりという、何か周りの条例で固められてはいるんだけれども、本来の王道の議会に関する条例がなかったというところは、逆に言うと、根拠がここで示されたという点では、私たち議員も議会も、これで何となく安心して議会活動を行っていくのに胸が張れるというようなことが1つ、条例の意義かなど。先ほどもちょっと意義について言いましたけれども、何が変わるかというよりか、私たちが胸を張れるというふうな言い方がいいのかもしれませんが、その思いであります。

それから、中学生にでも分かるということで、この素案、解説に関して、ちょっと教育委員会にも相談はしました。教育委員会の回答としましては、中学生は、公民という授業で国会の話はするんですけれども、議会の詳細なところまでは教育の内容に書かれていないので、さすがにこれを見せてすぐに理解できるかということ、少しハードルは高いでしょうということでした。

ただし、私たちは、本当に専門的な用語の世界におりますので、その専門的な用語をできる限りかみ砕いて、解説のほうで分かるようにしておりますので、中学生と言わなくても高校生ぐらいなら理解ができるかなという思いで、当初は中学生でしたので、できるだけ分かりやすくというものを委員会の議論の根底に置きまして、その前提で議論を重ねてきたということですので、質問の御趣旨の、分かるのかという点では、分かるように私たちは思いをめぐらして議論して出来上がったというふうなことでございます。

それから、区民に直接パブコメの説明が要るのではないかということですが、私も奥山議員のおっしゃるとおりだというふうには思うんですが、コロナ禍でもありますし、さすがに今の状況で説明会を開くには少しハードルが高い。会場の確保とか、それからそこに関する費用とかという部分では、思いとしては説明が要るのかなとは思いますが、ちょっとそここのハードルがクリアできないのかな。

先ほど私も、議員の皆様にも周知をお願いしましたが、自分の活動範囲内でこのパブコメのことだったり、基本条例の素案のことだったりというのが周知、広報、解説がされればありがたいなというふうに思っております。

それでは最後に、自民・無所属・維新クラブの松本みつひろ議員。

松本議員 まずは、先ほどお話もありましたけれども、本日ここに議会基本条例の素案を提出されるに至った長年の、長時間にわたる議論を進めてこられた現委員の皆さん、そして歴代委員の皆さんたちに、心より敬意を表するものであります。

質問、3点になりますので、一括してお伺いできればと思っております。

まず、前文ですけれども、この前文についても長い議論があったというふうに、会派の委員から伺っているところでありますが、この前文の特徴をどのように捉えていらっしゃるか、お示しをいただければと思います。これが1点目です。

2点目に、第23条には「議員定数」、第24条には「議員報酬」についての記載がありますが、これらについて、議会改革特別委員会及び部会では、どういった議論がこれまでなされてきたか、伺います。

最後の3点目は、区議会BCPに基づく議会運営、また要綱に基づくオンライン会議の実施等、最近の議会における新たな動きについてはどのようにお考えか、この3点を伺います。

今井委員長 前文のことと、それから議員定数、議員報酬に関すること、それから新たなオンライン会議、区議会BCPに対する考え方ということですね。

まず、前文についてですけれども、一応これの経緯としましては、それぞれの委員及び会派の議会活動、議員活動に対する思いを委員間で共有した上で、さらに杉並らしさを簡潔に表すことができるよう、何度も議論を重ね、委員の合意形成が得られた案としてまとめたものでございます。

特徴としては、ほかの地方自治体の議会基本条例などにもありますけれども、それぞれの地域の特性というものを入れ込むことが1つの特徴というふうに思っておりますので、うちの場合ですと、杉並らしさというものが1つ入ることによって、それを守り、育てていくという理解をそこに置いております。

それから、議員定数や議員報酬に関して、議会改革特別委員会の部会ではどのような議論があったのかということですが、非常に難しく、この項目に関しては、過去、本当に多くの議論が重ねられてきた経緯がございます。

具体的には、平成31年第8回部会、令和2年第11回部会において、様々な意見により、いずれも結論には至らず継続審議とされ、令和2年第12回の部会において大枠の条文が決定され、令和3年第6回部会において、最終的に細かい文章の修正により、各会派の合意を取り付けたというものでございます。

なお、具体的な内容に関しましては、議員定数に関しては、理念的文言を入れることの是非、入れる、入れないということですね。それから、議員報酬については、特別職報酬等審議会の位置づけ、これを条文の中に入れる、入れないというようなことで、大きく議論として進められてきたというふうに理解しております。

これらについては、議会基本条例制定後に、その条文や解説にのっとり、各議員、会派が、今後も継続して考えていくものというふうに私は考えております。取りあえず皆様方で合意としてまとめたというのが今の素案ですが、これは、ここで完全に終わったという話ではなくて、今後も、世論を見据えて動きがあるのかなというふうにも思っております。

これに関して、ほかの委員で何か御意見や御答弁、ありますでしょうか。特段、よろしいですか。じゃ、それが2点目の質問になります。

3点目は、区議会BCPに基づく議会運営や要綱に基づくオンライン会議の実施等、最近の新しい動きに関してどう考えているかということですが、今日も会議規則の変更が本会議場でもありました。それから、来年では、ICT検討委員会による委員会条例かな、委員会規則かな、そこの辺も今後ちょっと変わっていくというのは情報としては聞いております。

議会基本条例につきましては、第28条の「条例の見直し」を規定している条文があります。先ほども言ったように、一定の法改正や立法事実、制度改正が積み重なった段階で、議会運営委員会等による検証が行われ、見直しの検討がされるものと考えています。

先ほどの新しい動きに関しては、委員会条例や会議規則等の改正での対応と考えており、議会基本条例では基本的な設置根拠のみを記載しておりますので、詳細については別に定めるとの規定となっていることから、特段、ICT、オンラインの会議ができたからといって、基本条例を直ちに改正する必要はないものと考えておりますが、ただ、この基本条例にも入れ込みたいというのは、何となく分からなくもないかなというふうに思っておりますが、柔軟に今後、議会運営委員会等で検討していただければというふ

うに考えております。

浅井議員。

浅井議員 今日の素案を改めて見せていただきました。私の会派でいろいろ話があった中で、私も出さなくてまずかったなと反省をしておりますけれども、条例で、前文というのは大変大事な部分だなというふうに思っております。それで、前文の２段落目のかぎ括弧の部分、「みどり」と、それから「街並み」と書いたこの部分に、ちょっと私は違和感があって、杉並って住宅都市と言われてます。もし、できれば、私の気持ちで言えば、「街並み」の「街」は平仮名の「まち」と書いたほうが杉並にふさわしいのではないかなというふうに思って発言をさせていただきました。

委員会の中で、私の話を含めて検討をしていただいてパブコメしていただければなど、そんなふうに思います。

今井委員長 「まち並み」が望ましいという、御質問というよりか御要望という受け止めでよろしいでしょうか。これに関しては、私の一存ではなくて、委員会として皆様に諮って少し検討し、決定したいというふうに思いますので、ちょっと、ここで変えますという即答はできないんですけれども、そういう要望はしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

以上で質問は終わりでよろしいでしょうか。

議長 今井委員長はじめ、議会改革特別委員会委員の皆様、ありがとうございます。

今皆様からいただきました御意見につきまして、特に最後、浅井議員からも御指摘をいただきました。その点につきましては、私と今井委員長のほうで協議などもし、適切に対応させていただきたい、このように思います。

これをもちまして杉並区議会基本条例（素案）についての質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 ２時３２分 閉会）